

夕露を仰ぎて、神州日本の民として各自の業に精進し得る事は、その幸福を感謝すべきではあるまいか。余輩亦幸にも「富士」に乗り、雲峰を食堂車窓に仰ぎつゝ、眼

赤黒くなりました。何れお父さん

て食へた恰好に、母も似たりきり書いてあつたので、母も共にか當年の事共語りあつてなつかしみあつた。今日はこれで失禮いたしました。(七月二日夜)

村報五十號記事(寫眞参照) 佛像は故新井石禪師が、印度御巡錫の御、御法嗣石龍師にお土産にお持ちかへりになつたものを、更に小生が同師より頂戴いたしましたもので

生來始めて自家の收獲を見る譯で、春以來の苦心も憶ひ出され、得ものは、感激に打たれて居ります。今日はこれで失禮いたします。(九月六日夜)

### 内郷村報の 六大使命

- 一、政黨政派を超越して、村力充實主義を標榜す。
- 二、村内公私各機關の活動状況を報導し併せて其協調を計り、總體和進努力の實現を期す。
- 三、本村社會事業の徹底を期す。

- 四、村内の善美行を表彰し、且之を獎勵す。
- 五、本村を本村出身者及本村關係者との聯絡を計り、且其發展向上を期す。
- 六、餘餘力を以て、國民善導に當る。

發行は内郷一家の事業にして、其の社説は子孫に對する遺訓を遺するものなり。

本報定價 第一版五錢 第二版四錢 第三版三錢 第四版二錢 第五版一錢 第六版五分 第七版四分 第八版三分 第九版二分 第十版一分 印刷所 平活版所

# 内郷村報

天法人則 從順ナレ

## 創刊滿五年

我内郷村報を創刊したのは實に昭和五年七月二十五日であつた。爾來年を閲みする事六つ、號を重ねる事六十、即ち滿五ヶ年を経過したる次第である。

過去五ヶ年を通じて、百餘圓の赤字となつて居る。忙しい折々には、廢刊しやうと思つた事も、幾度かあつたが、發行毎に、必ず版で押した様に、各方面からかはるゝ共鳴の書簡、激勵の讚辭をいたゞくので、思ひ返しては、どうも今日に到つたのである。

記者は問もなく、孔子の所謂耳順の齡に達するのであるが、本來の鈍物、果して小我、小主觀を捨て、悠々環境を達觀し、自他共に之に據るべき理想を發見し得るや否や、將た又我所謂六大使命を全うし得るや否や、頗る疑問とする所であるが、幸ひに健康體を有し心鏡亦此の雲翳もない。相變らず凡腦を絞り、秃筆を呵して、其最善を致す覺悟である。仰ぎ希くは、各位並に諸賢、倍舊の眷顧を垂れられんことを。(民惠)

記者は選舉を、以上の如く解釋し、以上の如き人士人物の出現を待望したのであつたが、遺憾ながら從來に於ては、それを得られなかつたので、不本意ながら棄權をしたのであつた。棄權の罪は決して軽くはないが、苟も當選せんが爲には、手段方法を擇ばず、違法行爲も敢てするといふ様な人物を投票し、陛下の御下問に奉答するとしたならば、其罪たるや、棄權以上に重きにあらざるかと、恐懼せざるを得なかつたのである。

以上は之れ、記者が從來棄權を取つた理由の大要であるが、最近貴族院議員男爵黒田長和氏は「國民の國政參與の一票の履行は、權利と共に義務であるから、その履行にあつては、寧ろ強制投票を行ふべきである」と論ずる學者もあるが、正しき理解と認識の下に、行はれる一票の履行であれば、國民として正しき義務の遂行だが、惡しき刺激や誘惑による一票の履行であるならば、それ

### 余は從來

## 何故に棄權したるか

大内民惠

創刊當時は一千部を刷つたのであるが、今日では二千五百部を出し、北は樺太から、南は臺灣に至る迄、日本全國は勿論、海外に於ける知友に迄、通信代りとして贈呈して居る。

記者は從來、縣議選舉にも衆議選舉にも、棄權をして來たのである。それに對して、最近屢々其理由を問はるゝので、こゝに其を發表して置かうと思ふ。

申す迄もなく選舉權は、神聖なる權利であると共に、陛下の御下問に對する奉答

である。棄權する事の相濟まない事は當然の事であるが、其奉答の内容、即ち投票する候補者に就いては、特に細心の注意を要し、此人ならば、御下問に對して聖旨にそへ奉る立派な人士であり、又我代表として申分なき人物であるといふ、

は選舉の墮落であり、そこそこ正を要するものがある。即ち一人の適任者をも發見し得ない場合、唯一の方法として、棄權こそ公明なる行爲といはねばならないと確信する。かゝる棄權は、清き自からの一票をけがさず、更に惡徳なる候補者の、消極的な排撃となり、選舉肅正の實を擧げることである。棄權を罪惡行爲と斷定して、強制投票を執行すべきであるとの言は、眞に國民利福を代表する政黨並にこれに黨する候補者のみ存在する場合に提唱され、斷行せらるべきである。投票權は國民の國政參與の鍵として、權利を附與されて居る以上、國家社會の利害を、何等考慮せざる候補者に對して、これを拒否するの權利がある、選舉法に何等積極的に、惡徳候補者排撃の方法なき以上その拒否の方法として、棄權は正當妥當の方法といはねばなるまい。故に棄權も現下の如き場合には、選舉肅正の徹底を期する一方法として數へらるべきで、棄權率の寡少を直ちに選舉に對する國民の覺醒の尺度となすことは出来まい云々」と、頗る我意を得た所見を發表せられ居る。こゝに併せて記して、大方の批教を仰ぐこととする。

### 選舉肅正祈願

本村に於ては、左の日割を以て、選舉肅正の祈願祭を舉行した。

(一) 白水  
八月二十六日午後一時、常盤神社、參集有權者一三、參列者沼田村長、渡邊書記補、草刈部長、春川巡查。

(二) 宮  
八月二十五日午前十時、西宮神社、參集有權者二三、參列者金澤助役、渡邊書記補、佐藤巡查。

(三) 内町  
八月二十五日午前十一時、參集有權者三五、參列者沼田村長、吉田書記、春川巡查。

(四) 綴上  
八月二十九日午後一時、八坂神社、參集有權者六五、參列者沼田村長、吉田書記

(五) 綴下  
八月二十九日午後四時、坂宮神社、參集有權者一六、參列者沼田村長、吉田書記

(六) 高坂  
八月二十九日午前十時、住吉神社、參集有權者二八、參列者金澤助役、渡邊書記補、佐藤校長。

(七) 御厩  
八月二十九日午後四時、兜神社、參集有權者二七、參列者金澤助役、渡邊書記補

検査の結果は左の通りであつた。  
本籍者一二一、甲種三五、第一乙種一五、第二乙種二四、丙種三六、丁種二〇、寄留者一六、甲種二四、第一乙種二〇、第二乙種二〇、丙種四七、丁種五。

### 警炭選舉

#### 肅正懇談會

警炭に於ては、八月二十五日午後二時より、淺野翁記念館に於て、左の順序により、選舉肅正懇談會を舉行した。出席有權者百二名、

北海道の長男の宅にて、隣より牛乳を買ひて今日も又家のものみな飽くまでも飲む狩勝時にて(九月一日)目もはるに空の果てまで續く鼓山の歌なす十勝くばら

一、開會の辭(上原務務主任) 二、國歌合唱。三、選舉肅正レコード奏演。四、沼田村長、柴田署長、井上縣肅正委員の講話。五、萬歲三唱。六、閉會の辭(上原務務主任) 以上。

### 教育後援會

#### 高坂支部

最近本村兒童教育後援會高坂支部に於ては、大内本會顧問、沼田會長、猪狩支部長熊谷伊勢谷藤杉本宮垣會計兼幹事長の署名したる

### 徵兵検査

八月十九日舉行、本村徵兵

### 縣議有權者

去る五日告示當日に於ける石城郡下の有權者は、四萬九百八十八人であつて、本村の有權者数は四千七百三十五人で、平町より六百十三人多く、郡内第一である

前年度の報告書を、全會員に頒布したるが、其内容の概要は左の通りである。

収入の部  
前年度繰入金一八五圓九錢  
本年度會費二七二圓四錢  
合計 金四七五圓四〇錢

支出の部  
事業費 金二二三圓七〇錢  
差引殘金二四三圓八四錢(十年度へ繰越)

而して其事業の重なるものは、四月新入學尋常一學年生に對し計數用具寄贈。六月尋常六學年生東京方面修學旅行に當り家計困難者に對し、其費用を援助す。女兒頭髮寄生虫驅除實施の爲藥品寄贈。尋常科全兒童に夏季練習帖寄贈。秋季運動會下級兒童に賞品寄贈。通學道路の一部修繕援助。貧困兒童に學用品給與。家計困難なる兒童に教科書給與。校庭樹木植付援助。遠足運動會附添保護、風雨洪水等の場合通路警戒並に兒童保護等であつて、尙十年度に於ては、向學獎勵の爲の援助、貧困兒童の保護、體育衛生方面に關する援助、其必要に應じ、適當なる援助をなす方針を、計劃してあるとの事である。

### 第三斜坑 開坑式

開坑以來二十有余年の歴史を有する、警城炭礦第三斜坑は、其經營を中止して、戸部光衛氏に譲渡したるを以て、九月七日午後三時、坑口に山神を奉祀し、長谷川坑長以下關係役員十數名從業員九十餘名、威儀を正して參列、莊嚴裡に開坑式を舉行したる由である。因みに從業員全部は住吉坑其他に配當したる由。

### 說教と施餓兒

瑞芳寺に於ては九月十五日恒規施餓鬼、供養を營み、大本山特布教使山内鶴翁師の説教があり、參詣者多數であつた。

### 御殿主婦會

高坂住吉坊務擔任井上惠助氏は、就任以來現場係員と協力して、探検第一線に於ける防災運動に精進し、

### 我國教育學界

前京大總長小西重直博士

### 母を憶ふ

草野三千雄

### 日本評論社

東京橋本三丁目

### 國勢調査

山下竹千代 (警炭の部)

### 教育制度改革概論

矢野 恒太 序 大内民惠 著  
(四六版二一頁 定價五十錢 郵税六錢)

行き詰れる現代の教育制度を解體して、學理と實際と、歴史と實地とから新に大内案九主義を提唱す。天下知名の士の賛同校學に違あらず。されど未だ一人の抗議者も現れず。

以下戰跡  
百米自由型一着海老名(入山)一分六秒八。二着佐藤利(警炭)四百米自由型一着庄司(警炭)五分四一秒二。

八月二十九日午後四時、兜神社、參集有權者二七、參

徵兵検査 八月十九日舉行、本村徵兵

教育制度改革概論 (四六版二一頁定價五十錢 郵税六錢)

行き詰れる現代の教育制度を解體して、學理と實際と、歴史と實驗とから新に大内案主義を提唱す。天下知名の士の賛同攻撃に堪へず。されど未だ一人の抗議者も現はれず。

我國教育學界 前京大總長小西重直博士 書を寄せて曰く、多年ノ御體験下實地ノ御試練ニ基キ眞實ノ大精神ヲ拜味仕リ不思感激ニ打申候云々。

發行所 日本評論社 東京橋本三丁目 取次所 内郷村報社

坂支部に於ては、大内本會顧問、沼田會長、猪狩支部長熊谷伊勢谷齊藤杉本宮垣會計兼幹事長の署名したる

高坂住吉坑務擔任井上惠助氏は、就任以來現場係員と協力して、採炭第一線に於ける防災運動に精進し、

◎本紙贊助金寄贈芳名 金二圓平 町齊藤篤子 金二圓東 京草野三造 金一圓仙 台野地 久

國勢調査

本村に於ては、十月一日全國一齊に行はる、國勢調査の調査員として、左記八十一名の任命を見、本日迄に豫備調査を終了し、縣議選舉後二十六日より、愈々本調査にとりかゝることゝなつた。順序は擔當區域順。

(村方の部)

- 馬目子之松 高橋庄三郎 若松 利重 矢郷 倉藏 水野 忠壽 助川 留吉 杉山今朝吉 各畑 留藏 大越久五郎 大越 一郎 草野喜一郎 小島 昇 鈴木平太 草野 興平 齋藤倉之助 鈴木金五郎 草野 啓助 志賀 忠夫 山崎 新平 藁谷 茂作 草野彦太郎 松本 大 高萩忠太郎 安田宇太郎 熊田規三郎 草野 博 金成佐久治 鈴木庄太郎 久野藤二郎 阿部 政藏 永久保作治 佐藤久太郎 鈴木 政信 山口 甚六 沼田 啓助 秋山幸太郎 松本 三良 齋藤 直重 齋藤 廣 田口 淳三 鈴木 繁雄 江尻 萬興 野木 力 生田傳一郎 菅波 忠治 縁川 顯司 草野助次郎 吉田 三郎

山下竹千代 (磐炭の部)

- 武藤 義造 須藤徳之丞 藤田 誠 田中 義技 猪狩喜平治 湯座喜代之助 井砂 興平 新谷 彦資 粒來 宗吉 名久井三 吉田喜代照 佐藤今朝治 鈴木 寅清 川口 善治 鯨岡 君雄 松本 信市 圓谷 兼廣 坂本 誠 八島 義忠 田中宇一郎 小柳政太郎 渡邊 幾一 荒木 惠助 岩崎惣次郎 井上 辰亥 勝沼 國吉 山崎 辰亥 長塚紋二郎 伊藤吉三郎 山崎 五三 中川 國雄 山崎 五三

水上競技大會 赤木武知報

第三回常盤三大炭礦水上競技大會は親睦と競技道の向上を旨とし九月一日午後一時磐炭プールに決行さる。連日の降雨も止み「メンマスト」高く日章旗は掲げられ絶好な「コンディション」観衆又美技接戦毎に拍手の嵐は颯爽たる選手の闘志を一層興奮せしめた。結果磐炭春秋の精進見事報優勝し、八種目中七種目に個々の「トローフィー」を獲得、午後四時半盛會裡に閉會す。

以下戦跡

百米自由型一着海老名(入山)一分六秒八。二着佐藤利(磐炭)四分四秒一。三着菅野(入山)百分零秒二。二着菅野(入山)百分零秒一。二着佐藤文(古河)百分零秒二。二百米平泳一着矢内(磐炭)三分十八秒八。二着高木(磐)

石川盧城君入營送別句會

この風は少し野菊に強きかな 選炭の事務忙に野菊活けてあり 沙漏り野菊の影のゆらぎつ、 鮎網や月に銀鱗おどらせつ、 鮎突さ橋の袂に別れけり 流れ居る水美しき野菊かな 足早に鮎さげて來る漢かな 温泉の徑野菊の徑に原井不味男 湧き出づる水のはらり野菊かな 野菊より徑は二つに岐れけり 野菊は暗にもしかり知られけり 初鮎や親の代より川漁師 潮煙吐きつよまたち走りくる 夕立の波を洗ひつ走りくる 波しぶきたつ磯荒きよだちかな

母を憶ふ 草野三千雄



故草野と子刀自

謙遜辭退せらるゝを特に乞ふて 此一丈の起草を願ひ、且遺影を いただいたのである。(記者) 孝行のしたる時には、親はなし 此言葉ほど、切實に、現在の私の 胸を、打つ言葉はない。 小供の時から、何十回も聞く聞 かされ、自分も亦考へ、人々も話 して來たその言葉であるが、今忽 ち考へられるのは、やはり此言葉 である。 何故自分は、今少し孝行をせな かつたのであるか、あゝもすれ ばよかつた、こゝもすればよかつ た、到らぬ事のみが追憶せらる るのである。 母は若くして、我草野家に嫁し 家業を助け乍ら、多勢の子女を養 育して來たので、その間の苦勞と 云ふものは、實に容易ではなかつ たのであるが、殊に父があれこれ した、村の役をするようになった には、多勢の小供を相手に、家業 の方は一人で切廻し、比較的父を して後顧の憂へなからしめたので あるが、父が不幸にして、子女の 成人を見すして、不歸の客となつ たので、その後の母の責任は二層 重くなつたのであつた。 母は總じて、あきらめがよかつ

たようである。身の不運であつた 事に對しても、貧乏であつた事に 對しても、其他一切の事に對して 常にあきらめを感じてか、不平不 満を言ふ事は絶對になかつたので あつた。 一昨年の春、小供たちに對し、 古金銀の何枚かづゝを紙に包み、 それに名前を書いて、めいめいに 呉れたのであつたが、突然こうし たものを、母の手から受けた自分 たちは、一種言ふ可からざる、感 激に胸はささるき、潑たたる涙は 禁ずる事が出来なかつたのである。 母は昨年の暮より、眼を悪くし て、醫師の治療を受けて居つたが、 眼を悪くする前は、日常少しづつ、 雑巾を氣なりにして、近親の八 々が訪れて來ると、歸りには此手 纏の雑巾を贈る事を、楽しみにし て居たのであつた。 此雑巾が百五十枚許り、送つ て居つたので、その内百五十枚を 孫の入營して居る歩兵第廿九聯隊 第七中隊に、金一封を添へて贈り 他は百枚はそれ、近親の方々に 贈る事にしたのであつた。 ある日母は、一冊の貯金通帳を 出して、「此貯金は誠に僅少では あるが、自分の死んだ後に、これ を學校に寄附して呉れ」と、言つ て、姉に渡したそうである。私も 母の意志を尊重して、その通りに 實行したのであつたが、姉から此 話を聞いた時は、思はず冷水をあ りたる感をなし、次にはその用意 の周到なるに感激したのであつた。 まさき金を貯へて居つた心理、孫 たちに精神を込めた小使錢を渡し た氣持、自分の病中使用す可き衣 類の整理してあつた事、ゆづり物 點に到つては、限りなく教へらる 事が多いので、自分たちは、今 更の如く、母の尊い精神に對して 慚愧に堪へないのである。

